

第3回那須地域消防広域化協議会の結果について

平成25年11月5日開催

協議事項

協議第31号	議員の定数及び配分について
結果	<p>組合の議会の議員の定数は12人とし、その選出区分は関係市町ごとに各4人とする。</p> <p>組合の議会の議員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 関係市町議会の議員のうちから選挙するもの</p> <p>(1)大田原市 3人</p> <p>(2)那須塩原市 3人</p> <p>(3)那須町 3人</p> <p>2 識見を有するものとして関係市町の長が推薦するもの</p> <p>(1)大田原市 1人</p> <p>(2)那須塩原市 1人</p> <p>(3)那須町 1人</p>
協議第32号	選挙の方法について
結果	<p>組合の議会の議員は、関係市町の議会の議員のうちから選出される議員にあっては、関係市町の議会において選挙する。</p>
協議第33号	任期について
結果	<p>組合の議会の議員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>1 関係市町議会の議員のうちから選挙するものにあつては、当該関係市町議会議員の任期とし、識見を有するものとして関係市町の長が推薦するものにあつては2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 組合の議会の議員が、関係市町の議会の議員の資格を有しなくなったときは、その職を失う。</p> <p>3 組合の議会の議員に欠員が生じたことにより、補充された議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
協議第34号	補欠選挙について
結果	<p>組合の議会の議員に欠員が生じたときは、その議員の属していた関係市町は、直ちにこれを補充しなければならない。</p>
協議第35号	議長及び副議長
結果	<p>組合の議会は、組合の議会の議員のうちから、議長及び副議長1人を選挙しなければならない。なお、議長及び副議長の任期は、組合の議会の議員の任期による。</p>